



2023年2月1日

各 位

会社名 中部鋼鉄株式会社
代表者名 代表取締役社長 重松 久美男
(コード番号：5461 東証プライム・名証プレミア)
問合せ先 取締役総務部長 松田 将
(TEL 052-661-3811)

従業員持株会向けインセンティブ制度（特別奨励金スキーム）の導入について

当社は、2023年2月1日、当社の中長期的な株主価値に対する当社及び当社子会社の従業員（以下、「従業員」といいます。）のモチベーション向上を企図した従業員持株会向けインセンティブ制度（特別奨励金スキーム）（以下、「本スキーム」といいます。）の導入を決定いたしました。

本スキームは「中部鋼鉄自社株投資会」（以下、「本持株会」といいます。）を通じて、当社が処分する自己株式（以下、「当社株式」といいます。）を本持株会の会員（以下、「会員」といいます。）に対し特別奨励金として付与するもので、本持株会に対する第三者割当の方法によるものです。第三者割当につきましては、本日付け「第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」をご覧ください。

記

1. 本スキームの導入目的

当社は、従業員が当社株式の保有を通じて資産形成を成し、勤労意欲を向上させることを企図して、会員に奨励金を支給しております。今般、この考え方を更に推し進め、対象となる会員に対し特別奨励金を支給し、当該特別奨励金の拠出をもって本持株会に自己株式を割当てることといたします。

本スキームは、昨年12月28日の東証プライム市場への上場に伴い、従業員のさらなる経営参画への意識高揚を図るとともに、当社の中長期的な株主価値に対するモチベーション向上を企図したものです。本日以降、本スキームを契機として、本持株会未加入の従業員に加入を促すことで、より多くの従業員が株主の皆様と中長期的な株主価値を共有することにつながると考えております。

2. 本スキームの概要

本スキームにおいては、本スキームの対象となる従業員のうち、本スキームに同意する者（以下、「対象従業員」といいます。）に対し、当社株式の割当てのための特別奨励金（以下、「本特別奨励金」といいます。）を支給し、対象従業員は本特別奨励金を本持株会に対して拠出することとなります。本持株会は、対象従業員から拠出された本特別奨励金を取りまとめ、当社に対して払込みすることにより、本持株会は当社株式の処分を受けることとなります。

3. 本スキームにおける当社株式の付与について

当社は、本スキームにつき、本日開催の当社取締役会において、現在当社が保有する自己株式2,576,208株（2022年9月30日現在）のうち25,053株（約4,349万円相当）を本

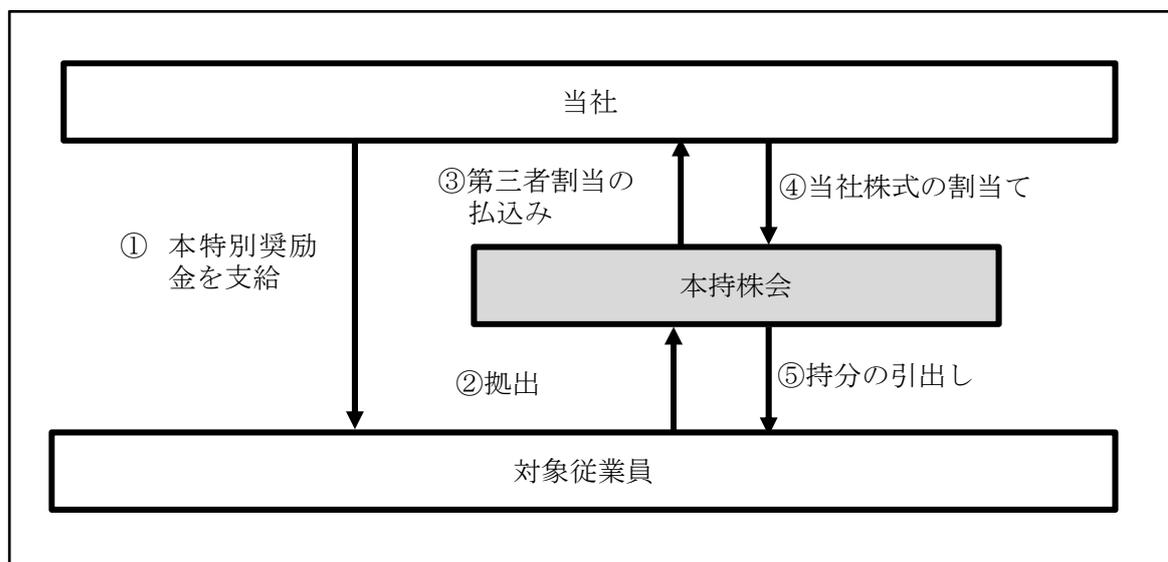
持株会へ処分することを決議しました。割当先となる本持株会の概要は下記のとおりです。

- (1) 名称：中部鋼鉄自社株投資会
- (2) 所在地：名古屋市中川区小碓通五丁目1番地
- (3) 理事長：堀 孝至
- (4) 保有株式数：451,880株（2022年9月30日現在）
- (5) 保有比率：1.49%（発行済株式総数に対する比率）

また、当社は金融商品取引法に基づき、有価証券通知書を本日付けで提出しております。なお、有価証券通知書に記載しました処分株式数（募集株式数）は、最大値であり、実際に処分する株式の数は、対象従業員の数に応じたものとなります。本持株会は、本日開催予定の持株会理事会を経て、十分な周知期間を設けて従業員に対する入会プロモーションを実施し、本持株会への入会希望者を募ります。このため、実際は本持株会への加入に至らない従業員もしくは退職退会者などが生じ得ますので、対象従業員は上限株数の想定より少なくなる可能性があります。対象従業員数が確定した場合の処分株式数（募集株式数）及び処分総額（払込総額）等につきましては、確定次第速やかにお知らせする予定であります。

（ご参考）

本スキームの仕組みは下記の通りです。



以上